

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	令和8年3月10日 (第2回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	呉市 34202
地域名 (地域内農業集落名)	音戸地区・倉橋地区 田原, 早瀬, 渡子, 大迫, 鹿老渡, 海越, 室尾東, 室尾西, 尾立, 才ノ木, 鹿島上, 鹿島中, 鹿島下, 州の崎

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	331.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	323.3 ha
② 田の面積	42.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	281.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.5 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、架橋でつながる島しょ部に位置し、果樹や野菜などの農業が行われている。農業従事者の平均年齢65歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、認定農業者に加えて、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

倉橋地区は野菜、柑橘の産地であり、認定農業者等が中心となる経営体として地域農業を牽引していく。今後、高齢化に伴って流動化が見込める農地が出てくる可能性があり、この場合には中心となる経営体に対して農地集積を図り、産地の維持と地域の農地保全、中心となる経営体の規模拡大を進めていく。さらに農作業の効率化や生産性の向上を図るため、スマート農業の導入を進める。  
 音戸地区については、自給的農家、兼業農家によって農地の保全が図られていたが、高齢化、担い手不足により遊休農地が増加している状況である。地域外の担い手に耕作してもらうなどして、遊休農地の発生を抑制し、地域の農地保全が図られるよう努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、集落内の守るべき農地を集落の農業者が活用・保全していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8	%	将来の目標とする集積率
			9 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地中間管理機構を活用や地域での話し合いをとおして集約化を図っていく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等の担い手を中心に農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域内の農地の貸し借りについては、地権者の意向をふまえた上で農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
農地中間管理機構関連農地整備事業等の農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業については、地権者や担い手のニーズに応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ等の鳥獣被害が拡大しないよう侵入防止柵や捕獲柵を設置・活用するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築・維持していく。
- ③農作業の効率化や生産性の向上を図るため、県や市の支援策等の活用により、スマート農業の導入を推進する。
- ⑤果樹産地構造改革に即した果樹の優良品種への改植・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。
- ⑦中山間地域等直接支払制度等を活用して、守るべき農地を保全・管理していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農		野菜	6.3 ha	- ha	野菜	6.8 ha	- ha	1	
認農		野菜	1.4 ha	- ha	野菜	1.4 ha	- ha	2	
認農		野菜	1.3 ha	- ha	野菜	1.3 ha	- ha	3	
認農		野菜	1.3 ha	- ha	野菜	1.3 ha	- ha	4	
認農		野菜	0.8 ha	- ha	野菜	0.8 ha	- ha	5	
認農		野菜	1 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	7	
認農		野菜	2.5 ha	- ha	野菜	2.5 ha	- ha	8	
認農		野菜	1.3 ha	- ha	野菜	1.3 ha	- ha	9	
認農		野菜	1 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	10	
認農		野菜	1 ha	- ha	野菜	1 ha	- ha	11	
認農		野菜	3.9 ha	- ha	野菜	3.9 ha	- ha	12	
認農		野菜	0.4 ha	- ha	野菜	0.4 ha	- ha	13	
認農		野菜	1.1 ha	- ha	野菜	1.1 ha	- ha	14	
認農		野菜	2 ha	- ha	野菜	1.5 ha	- ha	15	
認農		野菜	2.2 ha	- ha	野菜	2.7 ha	- ha	16	
計	15経営体		27.5 ha	0 ha		28 ha	0 ha		

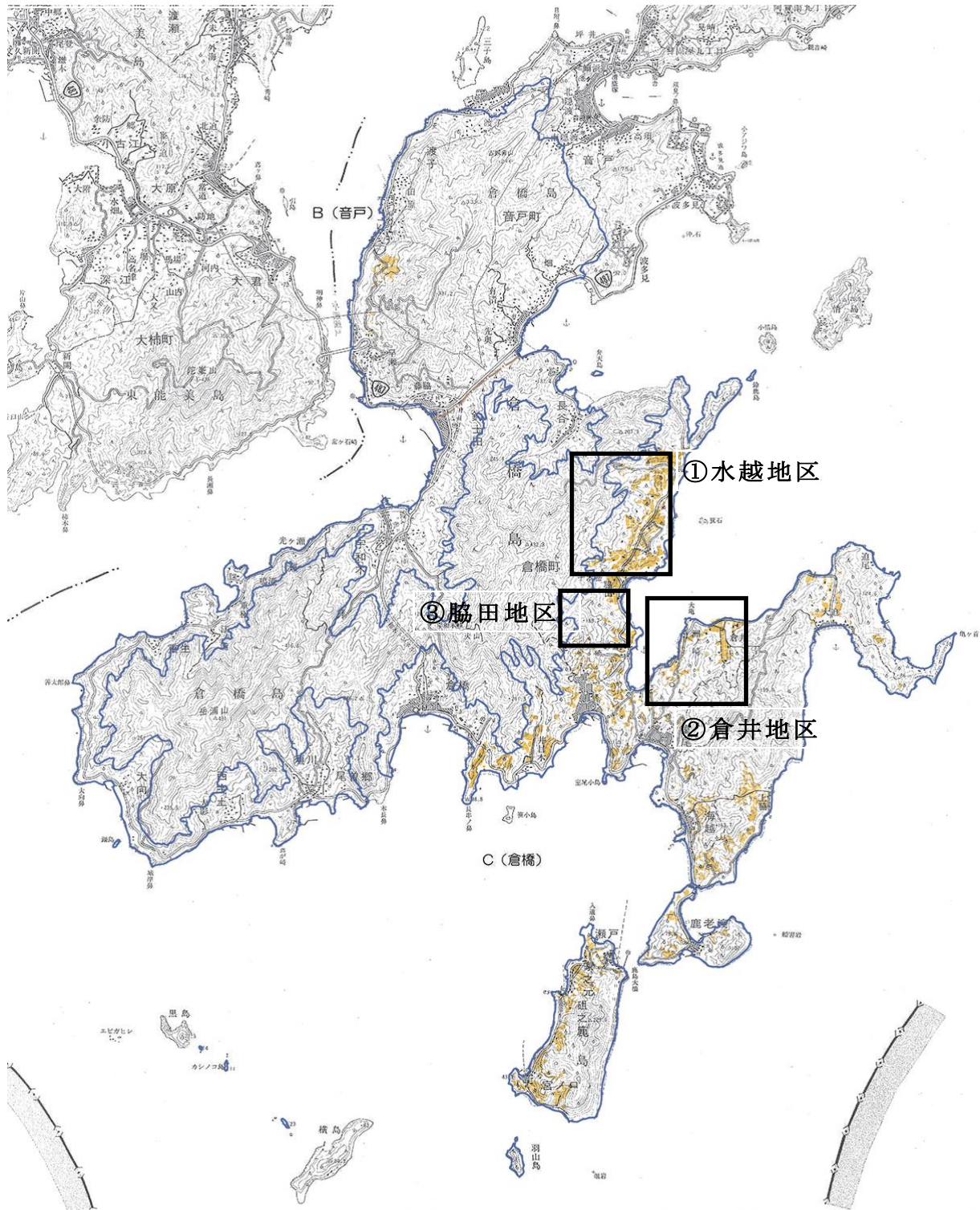
- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

## 目標地図：音戸・倉橋地区



### 特記事項

- 1 農振農用地（黄色）及び黄色以外で色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 音戸町大字渡子字上北流田4897-2, 田原3丁目4620,  
倉橋町字黒岩9093-7, 9093-8, 9093-9, 9093-10, 字水越9124-6, 9124-7は,  
地域計画の対象農地となりません。
- 3 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

## ①水越地区



### 特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

## ②倉井地区



### 特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。

### ③脇田地区



#### 特記事項

- 1 色塗りされた農地を地域計画の対象農地とします。
- 2 この図面で土地の権利等を確認できるものではありません。